

平成23年第1回国立大学法人旭川医科大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 : 平成23年1月20日(木) 16:50~17:41
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 山内 一也理事, 高橋 剛委員,
松田 忠男委員, 宮間 利一委員, 表 憲章委員
4. 欠席者 : 笹嶋 唯博理事, 松野 丈夫理事, 宮本 光明委員
5. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 前田 敬道監事, 太田 貢学長政策推進室長, 佐藤監査室長,
伊藤事務局長, 中村総務部長, 高橋病院事務部長, 市山教務部長, 山内総務課長,
藤井企画評価課長, 今田会計課長, 中西施設課長, 高橋学生支援課長,
堤総務課長補佐, 国井総務課長補佐, 松井総務係長, 山村総務係主任

議事に先立ち、学長から、平成22年第4回(平成22年11月24日開催)経営協議会の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議 題

1. 診療従事等教員特別手当の新設について

本件について、学長から発議の後、平成22年4月1日付けで診療報酬点数の改定が行われ、この背景には勤務医の待遇改善があることから、本学では医員及び初期研修医の待遇改善に引き続き、病院で診療に従事する教員などの待遇改善を図ることとし、年2回の特別手当として「診療従事等教員特別手当」を新設すること。この手当の財源は、診療報酬点数の改定による増収分を充てること。この診療従事等教員特別手当の新設に伴う本学職員給与規程等の一部改正案については、資料1のとおりである旨説明があった。

次いで、山内総務課長から資料に基づき、次の説明があった。

- ①「給与の種類」に「診療従事等教員特別手当」の項目を新設したこと。
- ②手当支給の内容は、医員・研修医に対する診療特別手当を基にしており、6月1日及び12月1日を基準日として、それぞれ病院で診療に従事する医師・歯科医師免許を有する教員及び教授に対して、職名区分及び勤務状況等に応じて支給すること。
- ③診療従事等教員特別手当の新設に伴い、「非常勤職員給与規程」及び「非常勤職員(短時間勤務職員)給与規程」も所要の改正をしたこと。

引き続き、学長から、本来であれば、本協議会を経て、役員会に諮るべきところであるが、開催日の都合により、先に1月12日開催の役員会で審議・了承されたことが報告された。

審議の結果、原案のとおり、診療従事等教員特別手当を新設し、職員給与規程等の一部改正することが了承された。

なお、学長から、本年1月1日から支給すること及び本手当の新設について、本日18時から記者会見をし、発表する旨付言があった。

2. 時間外診療特別料金の導入について

本件について、学長から発議があり、次いで、高橋病院事務部長から資料2に基づき、次のとおり説明があった。

- ①救命救急センターでは、夜間・休日の診療を、重症患者に重点を置くこととし、いわゆるウォークイン患者を制限する方策として、夜間・休日における緊急性がない受診者に対する時間外診療特別料金の導入について、検討したこと。
- ②資料の1枚目は、患者向けに提示及び配付する案内文であること。
- ③時間外診療特別料金は、健康保健の初診料及び再診料に対する時間外加算に相当し、病院が独自にその金額を定めることが可能となっていることから、診療報酬の医科点数表の初診時深夜加算を準用し、積算したこと。12月22日開催の病院長補佐会議で5,250円を適用することが検討されたこと。
- ④導入実施時期については、市民等への周知が必要であることから、旭川市広報誌への掲載が2月となること等を勘案し、3月1日からの実施としたいこと。

このことについて、学外委員から、時間外診療は旭川市民のみならず、周辺の町からの受診もあるため、旭川市周辺8町の住民にも広報誌等により周知した方が良いこと。また、緊急性がない受診者の判断については、平等性・公平性・客観性等に則った基準やマニュアル等の作成により、緊急性があると考えて受診した患者に説明できるようにしておく必要がある旨の発言があり、学長から、病院で検討する旨発言があった。

審議の結果、原案のとおり、時間外診療特別料金の導入が了承された。

3. 医学科学生に対する奨学資金貸与制度の新設について

本件について、学長から発議及び次のとおり説明があった。

- ①医学科編入学生と懇談した際に、既に結婚して妻子がいる学生から、生活が苦しいので、経済的支援をしてほしいとの要望があったこと。
- ②看護学科学生に対しては、本学独自の奨学資金貸与制度を設けていること。
- ③平成22年12月28日及び平成23年1月11日開催の大学運営会議において、検討の結果、医学科学生に対して奨学金を貸与し、経済的支援を行うことによって、学習に専念できる環境を整備するため、新たに「医学科学生に対する奨学資金貸与制度」を設けることとし、資料3のとおり「旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与要項(案)」を作成したこと。

次いで、市山教務部長から資料に基づき、説明があった。

審議の結果、原案のとおり、医学科学生に対する奨学資金貸与制度を新設し、「医学部医学科学生に対する奨学資金貸与要項」を制定することが了承された。

4. 診療助教に関する規程の一部改正について

本件について、学長から発議があり、次いで、山内総務課長から資料10に基づき、本学における手当の新設を受けて、北海道からの委託費により雇用している診療助教

に係る諸手当の見直しを行い、「放射線取扱手当」、「高気圧治療室内作業手当」、「救急勤務医手当」、「ドクターヘリ搭乗手当」を追加すること。また、現在は、医師を支給対象としていない「待機手当」を削除すること。なお、規程の適用は、平成22年12月1日からとすることの説明があった。

審議の結果、原案のとおり、診療助教に関する規程の一部改正について了承された。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 平成22年度補正予算について

平成22年度補正予算が、平成22年11月26日に成立し、資料4のとおり、「遠隔医療ネットワークを用いて生活習慣病を予防する眼底血流診断システムの研究開発のプロジェクトを推進するために必要な設備」及び「教育シミュレーションシステム」が認められたこと。

(2) 平成23年度国立大学法人運営費交付金の内示について

平成23年度予算における国立大学法人運営費交付金の内示については、資料5のとおりであること。

1番目は、「三次元リアルタイム遠隔医療支援のための高臨場感コミュニケーションシステムの研究開発」で、あたかもその場で診察しているかのような遠隔医療支援を可能とする高臨場感コミュニケーションシステムを研究開発するもので、2年計画の2年目であること。

2番目は、「遠隔医療ネットワークを用いて生活習慣病を予防する眼底血流診断システムの研究開発」で、網膜における細動脈血管の微細な変化を非侵襲的に評価する検査法について、可搬型の眼底血流診断システムを研究開発し、遠隔医療ネットワークを用いて、生活習慣病の予防指導を行える環境を構築するとともに、がん、脳・心血管障害等の発症予防にも役立ち、医療費の抑制にも貢献するものであり、2年計画の1年目であること。なお、補正予算の報告で説明した今年度補正予算の「眼底血流診断システム等一式」は、この研究を進める上での設備費として認められたものであること。

3番目の「総合臨床検査システム」は、臨床検査・輸血部で病院内の検体検査、生理検査を行っている設備の更新であり、2年計画の2年目であること。

4番目の「人工心肺システム」は、心臓手術等の際に心臓と肺の機能を代行する装置の更新であり、手術部に設置すること。

5番目の「集中治療部治療システム」は、集中治療領域において重要な役割を果たす装置で、透析装置、血液処理装置、循環を補助する人工心肺装置関係から構成されており、更新であること。

6番目の「内視鏡外科システム」は、内視鏡下の手術において必須のシステムの更新であり、手術部に設置すること。

7番目の「高精度放射線治療システム」は、放射線により、がん、悪性腫瘍等の治療を行うものであり、更新であること。

8番目の「放射線診断システム」は、放射線等による画像診断装置であり、更新であること。

その他、文部科学省施策による経費が認められたこと。

また、欄外に記載のとおり、平成22年度においては、「臨時的減額」として、標準教員の給与費相当額等を除く一般運営費交付金算定対象支出について、附属病院を有する法人は▲1.4%の削減率であったが、平成23年度は「大学改革促進係数」として、附属病院を有する法人の削減率は▲1.3%となっていること。

(3) 病院情報管理システムに係るNTT東日本の対応について

NTT東日本からの訴訟提起に関し、東京地裁から旭川地裁への移送の決定に対して、NTT東日本が、最高裁判所への特別抗告の提起及び東京高裁への抗告許可の申立を行っていたこと。これについて、東京高裁は抗告を許可しない旨の決定をしたこと。また、特別抗告の提起に関しては、最高裁判所で審理することとなった旨の通知があったこと。

次いで、高橋病院事務部長から資料6-1から6-3に基づき、移送申し立ての経緯及び現状の説明があった。

また、外部委員から、①特別抗告については、通常2ヶ月程度で決定されること。②第1回口頭弁論は、旭川地裁で4月か5月頃に行われると思われること。③地元新聞等の取材があると思われるので、コメントを準備しておいた方が良いことの発言があった。

(4) 受託研究、共同研究の受入れについて

平成22年12月末までに受入れを決定した受託研究及び共同研究については、資料7-1及び7-2のとおりであること。

(5) 寄附金の受入れについて

平成22年11月分～12月分の寄附金受入状況については、資料8のとおりであること。

2. その他

(1) 平成21年度決算検査報告（会計検査院）について

学長から、去る12月9日に会計検査院主催の「平成21年度決算検査報告説明会」が開催され、本法人から業務監事が出席し、当該説明会の内容等を周知徹底すること及び同様の事態の再発防止等に努めるよう会計検査院から要請があったことの説明があった。

次いで、業務監事から、資料9に基づき説明があり、適正な予算執行及び指摘事項の再発防止に向けて、関係部署の教職員に注意喚起を行う等万全を期すよう指導願いたいこと及び本件については、教授会に報告する旨発言があった。

(2) 中国における遠隔医療プロジェクト等に関する協力について

学長から、次のとおり報告があった。

中国政府が、正式に北京及び上海の2ヶ所に旭川医科大学方式の遠隔医療センターを設置することを決定し、新華社通信を通じて全世界に報道すること。

本学は医療過疎解消を建学の理念としてきたが、国際的にも医療過疎は多く存在し、これを解消することは、本学が医療を通じて、国際的な貢献を行うことにつながっていくものと考えていること。

(3) 次回開催日について

学長から、次回の経営協議会は、日程調整の上開催する予定である旨の報告があった。

以上